

Advio サービス利用契約約款

第一条（約款の適用・変更等）

- 当社は、この Advio サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により Advio サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。
- 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することができます。この場合、Advio サービスの提供条件は変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款およびその効力発生時期を Advio の WEB サイトで周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

第二条（用語の定義）

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- ① Advio：当社が運営する、相談者と契約者（経験者・専門家等）をオンライン上でマッチングし、相談・助言・情報提供等のセッションを行うことを目的とする情報マッチングサービスの名称。
- ② セッション：契約者が Advio 上を通じて、相談者に対し行うレクチャー、相談対応、助言、または情報提供等の行為。
- ③ ポイント：Advio サイト内でセッション利用または提供の対価として使用される電子的アイテム
- ④ 契約者：Advio 上にて相談者にセッションを提供する旨の業務委託契約を当社との間で締結している者
- ⑤ 相談者：Advio 上にて契約者が運用するセッションを受ける者

第三条（業務委託契約の締結）

- 当社は、1名義ごとに1つの業務委託契約を締結します。
- Advio サービスにてセッションを提供する旨の業務委託契約の申込をするときは、当社指定の登録フォームに必要情報を入力し、当該業務委託契約に関して本約款の適用を受けることに同意していただきます。
- 当社は、前項の申込があったときは、当該入力内容を吟味し、当社が適当と判断した場合にその申込の承諾をします。

第四条（契約者の義務）

- 契約者は、本約款に関連するすべての法律を遵守し、善良なる管理者の注意をもってセッション提供業務を誠実に遂行するものとします。
- 契約者は、本約款に従い、誠実に業務を遂行するものとし、本サービスの価値を損なう行為、または本サービスの信用を毀損する行為をしないものとします。
- 契約者は、本サービスを利用するにあたり、相談者との間でセッション目的外の連絡（営業、勧誘、恋愛目的など）を行ってはならないものとします。

第五条（業務委託料）

- 1.当社はセッションを遂行した契約者に対し、その対価として業務委託料を本サービス上のポイントで支払うものとします。
- 2.前項における業務委託料については、相談者が支払ったポイント数を基準とし、セッション金額から手数料を差し引いた残額を、契約者の受取可能ポイント（1 ポイント=1 円）として計上します。

第六条（報酬の発生）

- 1.契約者は、セッションの提供が完了し、当社がその完了を確認した時点で、当該セッションに対する報酬としてポイントを受け取る権利を有するものとします。
- 2.契約者によるセッションの実施後、相談者からの完了報告または当社による一定の確認をもって、報酬としてのポイントを確定するものとします。

第七条（支払）

- 1.契約者は、受取可能ポイントが当社が別途「報酬支払ガイドライン」で定める下限額に達した場合、当社指定の手続きに従って、ポイントを現金化し引き出す旨の申請を行うことができるものとします。
- 2.前項のポイントの引き出しにあたっては、契約者は、本人確認書類の提出、口座情報の登録など、当社が定める条件を満たす必要があります。
3. ポイントの下限額、支払いスケジュールや締日・支払日の詳細は、別途定める「報酬支払ガイドライン」に従うものとします。

第八条（報酬の保留・差止）

- 1.当社は、以下の場合、契約者に対してポイントの一部または全部についての支払いを保留・差止めることができるものとします。
 - 提供されたセッション内容に重大な問題があると判断された場合
 - 契約者・相談者間でトラブルが発生し、解決までに時間を要する場合
 - 不正行為、虚偽申告、利用規約違反が確認された場合
 - その他、当社が報酬支払いの適正性に疑義があると判断した場合
- 2.前項の支払い保留の期間やその後の対応については、当社が個別に判断し、必要に応じて契約者に連絡するものします。

第九条（税金・公的負担）

- 1.契約者が受け取る報酬にかかる所得税、住民税、その他の税金および社会保険料等の公的負担については、契約者自身の責任において申告・納付を行うものとします。
- 2.当社は、法令に基づき源泉徴収その他の義務を負う場合、これを適切に履行することができるものとします。

第十条（業務実施環境）

契約者は、自己の責任にて、本サービス利用に必要な設備・通信環境を準備・維持するものとします。

第十二条（守秘義務）

当社および契約者は、本サービス利用に関連して、業務上知り得た相手方の業務および信用に関する事項や非公開情報について、相手方の了承を受けることなく第三者へ漏洩または公表してはならないものとします。なお、この守秘義務は本約款に基づく本サービス利用終了後も存続するものとする。

第十三条（損害賠償）

契約者は、本約款の定めに違反して当社に損害を与えた場合、これを賠償しなければならないものとします。

第十四条（業務委託契約の終了）

当社及び契約者は、相手方に対し、本サービスの会員契約の解除により、本約款に基づく業務委託契約を解約できるものとする。

第十五条（業務委託契約の解除）

当社及び契約者は、相手方が特定の事由に該当した場合、催告を要せず本約款に基づく業務委託契約を解除できるものとします。この場合、当社又は契約者の相手方に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

- 1.本約款に関して義務違反があったとき
- 2.差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受けたとき
- 3.銀行取引停止処分を受ける等支払停止になったとき
- 4.破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算について、その開始申立てがなされたとき
- 5.監督官庁より営業停止、営業許可の取り消し、その他の行政処分をうけたとき
- 6.財産状況が著しく悪化し、またはその明確な危険性が認められるとき

第十六条（反社会的勢力の排除）

- 1.契約者は、以下のとおり、反社会的勢力に関与しないことを表明・確約するものとします。

①自己およびその関係者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、社会運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力に該当せず、また将来にわたっても関与しないことを表明し、確約します。

②自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、脅迫的な言動、信用棄損・業務妨害等の行為を行わないことを確約します。

2.当社は、契約者が前2項のいずれかに反した場合には、何らの催告を要せず本約款に基づく業務委託契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、当該解除による損害を賠償する責めを負わないものとします。

第十七条（協議事項）

本約款に定めのない事項については、当社と契約者が協議の上、解決するものとします。

第十八条（電子契約の効力）

本約款は、クラウド契約サービスによる電子署名、または当社・契約者による本Advioのサイト上の同意確認をもって、書面契約と同等の効力を有するものとします。

第十九条（合意管轄）

本約款に基づく業務委託契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第二十条（附則）

本契約は2025年11月1日より施行します。